

※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、『総合評価に関する事項』に係る留意事項等（以下「留意事項等」という。）をよく読んでください。

総合評価に関する事項

工 事 名 R 8 管財 本庁舎 議会棟システム改修工事 (1)
工 事 箇 所 徳島市万代町 1 丁目

1 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 企業の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成28年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点 (3件以内)	工事成績評価＝ $[(Y_n - 65)] \times 15 / 45$ 評価は整数(小数第1位を四捨五入) ＜15点を上限とする＞ Y _n ：工事成績評定点(3件まで申告)	10～15	／15.0
登録基幹技能者	登録基幹技能者の活用	2.0	／2.0
	上記以外	0.0	
I S O 等	IS09001、IS014001、エコアクション21のいずれを取得等	5.0	／5.0
	上記以外	0.0	

② 配置予定技術者の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の資格	技術士(電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」とするものに限る。))又は1級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者	5.0	／5.0
	2級電気通信工事施工管理技士又は電気通信主任技術者(当該資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者に限る。)の資格を有する者	3.0	
	上記以外	0.0	
平成28年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点(入札公告日時点で45歳未満の場合は、平成23年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点) (3件以内)	工事成績評価＝ $[(Y_n - 65)] \times 15 / 45$ 評価は整数(小数第1位を四捨五入) ＜15点を上限とする＞ Y _n ：工事成績評定点(3件まで申告)	10～15	／15.0

③ 低価格入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」11の(2)に規定する低価格入札に対する減点措置の対象となる。

建設工事の種類が「電気通信工事」である徳島県発注工事(総合評価落札方式)において、低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で、開札日が減点措置の期間中にある者(以下「減点対象者」という。)の行った入札の評価に当たっては、減点措置を実施するものとする。

2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格となった者を除く。)に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝(基礎点＋加算点)÷入札価格(単位：億円)

基礎点：入札に必要な参加資格要件を満足する場合に100点とする。

加算点：「1 入札の評価に関する基準」に基づき、次の方法により算出する。

加算点＝(1①～②の得点の合計＋③の減点(該当する場合))÷42点(1①～②の配点の合計)×15点

なお、評価値は、小数第3位(小数第4位四捨五入)止めとする。

加算点は、小数第1位(小数第2位四捨五入)止めとする。

入札価格は、億円単位とし、小数第5位(小数第6位切り上げ)止めとする。

3 低入札に対する減点措置

この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は、「減点措置の対象部局」に記載された期間、低入札に対する減点措置として総合評価落札方式において、20点減点される。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。

減点措置の対象部局

減点措置の期間	部局
契約締結日から令和9年5月10日まで	全ての発注機関

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加資格確認資料のみで入札参加資格の確認(審査)及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■ 企業の施工能力の評価

○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目(工事成績)

・工事成績の評価は、「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝ $\Sigma [(Y_n - 65) \times 15 / 45]$

Y_n：工事成績評定点

・工事成績評定点は、3件まで申告することができる。

・工事成績評定点は、平成28年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって、平成28年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。

参考：国土交通省のホームページ (http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)

・工事成績評定点は、建設業法別表第1に掲げる建設工事の種類が「**電気通信工事**」の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る(ただし、経常JVでの実績については、経常JVとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常JVを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。)

○評価項目(登録基幹技能者)

・この入札の工事に含まれる任意の工種に係る登録基幹技能者が1名以上現場作業に従事する場合に評価する。

・従事期間は当該工種の現場作業期間とし、自社又は主たる営業所が徳島県内にある下請企業に所属する登録基幹技能者及び下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者に限る。

○評価項目(ISO等)

- ・入札公告日における取得等の状況を評価する。
- ・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中(更新審査終了済)であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

■ 配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

- ・配置予定技術者は、開札日時点で雇用期間が1年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。
- ・配置予定技術者は、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合は、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。
- ・配置予定技術者の評価は、工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、監理技術者補佐、(特例)監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。
- ・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目(配置予定技術者の資格)

1級施工管理技士補として評価するのは、この入札と同一の建設工事の種類において主任技術者の資格(2級施工管理技士や10年以上の実務経験等)を有する者に限るため、保有する主任技術者の資格を合わせて記載すること。

○評価項目(工事成績)

- ・工事成績の評価は、「配置予定技術者の施工能力」に記述された次の方法により算出する。
$$\text{工事成績評価} = \sum (Y_n - 65) \times 15 / 45$$

Y_n : 工事成績評定点
工事成績評定点は、3件まで申告することができる。
 - ・工事成績評定点は、平成28年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの、又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって、平成28年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が45歳未満の場合(満45歳の誕生日が入札公告日の2日後以降の場合(年齢計算ニ関スル法律に基づく))は、平成23年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものとする。また、入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合は、申請した年数を加算した期間とする。
参考：国土交通省のホームページ (http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)
工事成績評定点は、建設業法別表第1に掲げる建設工事の種類が「電気通信工事」の場合に限る。特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る(ただし、経常JVでの実績については、経常JVとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常JVを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。))。
- 配置予定技術者の工事成績に係る評価期間の加算申請
- ・配置予定技術者が平成28年度からこの入札の公告日までの間に妊娠、出産、育児、介護(以「出産・育児等」という。)を理由とした一時休業を通算で1年間(365日)以上取得している場合は、別に示す「出産・育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき、配置予定技術者の工事成績に係る評価期間を加算することができる。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が45歳未満の場合(満45歳の誕生日が入札公告日の2日後以降の場合(年齢計算ニ関スル法律に基づく))は、平成23年度からこの入札の公告日までの間に出産・育児等を理由とした一時休業を取得している場合とする。